

平成 26 年度新潟市防災会議 会議録

開催日時	平成 27 年 3 月 26 日（木）午後 2 時から午後 3 時まで
会場	市役所本館 6 階 講堂
出席者	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">委 員</div> 別紙「新潟市防災会議委員名簿」のとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事務局</div> 新潟市危機管理防災局防災課
議事等	<p>1 開会 （事務局：岡本主査）</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から「平成 26 年度新潟市防災会議」を開催いたします。私は本日の司会を務めさせていただきます新潟市危機管理防災局防災課の岡本と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は、取材のため報道機関のカメラ撮影がはいつています。事前にご承知おきください。</p> <p>また、配布資料は次第の下の方に記載のとおり 1 2 種類ございます。時間の都合上、読み上げによる一つひとつの確認は割愛させていただきます。ご確認いただき、不足がありましたら、職員がお持ちしますので挙手をお願いします。</p> <p>次に、委員の皆様の出席状況ですが、68 名のうち代理出席を含め、54 名の皆様が出席です。</p> <p>ここで、今年度新たに委嘱させていただいた委員をご紹介します。お手元の資料の新潟市防災会議委員名簿、裏面をご覧ください。</p> <p>第 8 号「防災に関する知識又は経験を有する者」として、新潟大学危機管理室教授 田村圭子委員、にいがた GIS 協議会会長 坂井弘子委員。以上、2 名の方が今年度新たに委嘱されました。</p> <p>それでは、開会にあたり、新潟市防災会議 会長の篠田新潟市長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>2 挨拶 （会長：篠田市長）</p> <p>本日は、年度末の大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。今日の防災会議では、「新潟市国土強靱化地域計画（案）」及び「地域防災計画の見直し」についてご審議いただくことになっています。</p> <p>特に国土強靱化地域計画については、防災会議が「本市の防災に関する重要事項を審議する」ことから、この場でご審議・ご承認いただき、成案を得ていきたいと思っています。</p> <p>4 年前の 3.11 大震災で新潟市が民間の皆さまのお力、また各種行政組織の皆さまのお力を併せて、大変大きな救援センターとして機能したことを、われわれ重視・着目させていただき、新潟市は国土強靱化に資する役割が極めて大きいと考え、今回地域計画案を作らせていただきました。この案の柱の一つとして、いま首都直下や南海トラフ大地震などの太平洋側が広範囲に被害を受けることを想定せざるを得ない状況にありますので、新潟が</p>

最大級の救援センターとして機能するという観点を盛り込んでいます。

そして、もう一つは足元の安心安全ということでありまして、新潟市が 50 年前に経験した新潟大地震の液状化という大変大きな被害について、新潟の特性は今も変わっていないという部分がありますので、その中で足元の安心安全を上げていくにはどうすればいいかという 2 つの大きな視点で案を練り上げたつもりです。

そのあたりをわれわれ新潟が防災救援首都になるための大きな柱と位置付け、今回、国土強靱化地域計画をしっかりと皆さま方からご審議いただき、ハード・ソフト両面から新潟の安心安全度を上げ、また、日本全体の国土強靱化の中で、新潟が大きな役割を果たしていきたいと考えています。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

3 議事

(1)新潟市国土強靱化地域計画について

(事務局：岡本主査)

ありがとうございました。

ただいまから議事に入ります。

議長につきましては、「新潟市防災会議運営規程」第 4 条の規定により、防災会議の会長である新潟市長が務めます。

会長、よろしくお願ひします。

(会長：篠田市長)

早速、議事に入らせていただきます。

本日の議事は、「新潟市国土強靱化地域計画」について及び「新潟市地域防災計画の修正」についての 2 つです。

はじめに、(1)「新潟市国土強靱化地域計画」について事務局から説明してください。

(事務局：山下政策監)

新潟市 地域魅力創造部の山下です。

はじめに、計画策定の経緯と体制について、説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。上半分の 1 ページです。

国土強靱化に関する、あらゆる動きについては、「国土強靱化基本法」に基づいています。首都直下地震などの大規模自然災害の発生が懸念される中、基本法では、日本全体で事前防災を進めるために、2 つの視点が必要としています。

1 つは、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、優先順位を定めながら、事前に的確な施策を施すこと。もう一つは、地域住民の力を向上させることです。国土強靱化の担い手は国民・市民一人ひとりであり、「自助・共助の強化なくして強靱化なし」というスタンスです。

次に、下の2ページです。

国では、国土強靱化に向けた取組みを、総合的に推進するための指針として、「国土強靱化基本計画」を策定しました。対象となるリスクは自然災害に限定され、原発事故やテロなどは対象外としています。

次に、3ページです。

国土強靱化の推進には、県や市などの地方公共団体でも地域計画を策定し、それぞれの地域特性に応じた施策を進めることが必要としています。国は、いくつかのモデル都市を選定し、先進事例として紹介することで、全国的な促進につなげたいとしており、新潟市は日本海側で唯一の第1次モデル都市に選ばれました。

次に、4ページ、「策定趣旨と位置づけ」です。

地域計画は、本市の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として策定するものであり、位置づけとして、総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針となります。

次に、5ページ、「策定体制」です。新たに、策定委員会と有識者会議を立ち上げ、計画案の検討を行ってきました。最終的な審議・承認機関には、あらゆる方面の関係者で構成する市防災会議を位置づけ、本日、皆さま方からご審議いただいているところです。

なお、策定委員会と有識者会議の名簿を、「参考資料1と2」として、お配りしています。

次に、6ページ、「策定イメージ」です。

計画案は、市の全庁組織に加え、国や県、ライフラインなど、関係機関のあらゆる施策を、国土強靱化の観点から、組織横断的に、いわゆる横串を通しながら、目的別に集約・整理することとし、検討を重ねてきました。

次に、7ページの「策定プロセス」です。

昨年6月にモデル都市に選定されてから、これまで4回の策定委員会と2回の有識者会議、また、防災会議の幹事会や意見交換会を経たうえで、1か月間のパブリックコメントを実施し、本日の最終案となっています。

なお、パブリックコメントの結果については、お手元の参考資料3で、まとめているのでご覧ください。

庁舎の耐震化に関するものが1件、都市間や関係団体との連携強化に関するものが2件の、合計3件で、ご意見への対応は、「市の考え方」に記載のとおりです。

次に、計画の概要についてです。

計画に関する資料は3種類あります。資料2が「パンフレット」、資料3が「国土強靱化地域計画の本編」、資料4が「概要版」です。

はじめに、資料2のパンフレットをご覧ください。

1枚めくっていただきますと、全体の概要をイメージしたページとなります。

本市での強靱化は、「足元の安心安全の確保」と「救援・代替の機能強化」の2本柱で進めていくことを表しています。

計画期間は、国に準拠して5年とし、基本目標として人命の保護など、5項目を掲げています。

地域計画に求められるものとして、他都市の場合、「足元の安心安全」の確保が計画の中心になるものと思いますが、本市は、3. 11大震災で、日本最大の救援センターとして機能した実績や、本州日本海側の中心に位置し、湊谷空港、新幹線、高速道路といった充実したインフラを備えるなど、高いポテンシャルを持っています。

国全体の強靱化に貢献するために、「防災・救援首都」としての役割を果たすことが、本市の使命であり、「救援・代替機能の強化」との2本柱で取り組んでいきます。

左側の「足元の安心安全の確保」では、新潟地震をはじめとする、過去の被経験や、水に弱い等の地域特性から、地震・水害・土砂災害、津波の4つを、本市に甚大な被害をもたらす可能性がある「危機事象」として設定しました。

仮に、その危機事象が発生した場合、起きてはならない最悪の事態を、国の45項目に対し、本市では16項目設定し、それぞれの事態を回避するために、現状でどれくらいの対応力があるのか、という脆弱性評価を行い、その評価を踏まえて、施策の方針を整理したものが、足元の安心安全の計画となります。

具体的な施策など、詳細は、後ほど説明させていただきます。

次に、右側の「救援・代替機能の強化」についてです。

3. 11大震災で、救援センターとして機能した実績や、地域特性を踏まえ、国全体の強靱化に貢献するという本市の使命・役割を果たしていくため、記載の地理的・地整的・都市機能面での地域特性を活かした、5分野での施策の推進方針を整理しています。

広域交通インフラの整備や、産業機能の集積、地域間連携の強化など、詳細は、後ほど説明させていただきます。

また、下の方に記載のとおり、計画の推進と見直しについては、社会情勢の変化や、他の計画との整合性を踏まえながら、適宜見直しをかけるなど、適正に進捗管理していきます。

次に、2つの柱の詳細です。

(事務局：上村防災課長)

危機管理防災局防災課の上村です。

私から、「足元の安心安全の確保」の詳細について説明させていただきます。

資料3、本編の8ページをご覧ください。

ダイジェスト版では、2枚目となります。

記載の①～⑯が、起きてはならない最悪の事態です。

それぞれの事態に対して、現状で、どれくらいの対応力があるのか、また、その事態を回避するために、どのようなことに取り組んでいくのか、10ページ以降で整理しております。

10ページをご覧ください。

2ページの見開きとなっています。左のページの脆弱性評価を受けて、右の11ページの施策を推進していく、という作りになっています。

16の事態ごとに、主な内容を説明させていただきます。

①の「建物の大規模倒壊や、火災による多数の死傷者の発生」という事態では、それを回避するために、建物の耐震化や消防力の充実強化などを進めます。

1番上の「住宅、建物等の耐震化」では、今後も着実に耐震化を進め、市有の学校や避難所については、27年度末までに、耐震化率100%を目指します。

12ページをご覧ください。

①の事態に対する続きですが、消防部隊の災害対応能力の一層の強化や、消防装備の計画的な整備のほか、「消防団の充実強化」では、団員数のレベルが政令市中トップで、全国平均も大きく上回っており、今後も、この水準を維持していきます。

14ページをご覧ください。

2の「河川洪水や異常気象等による長期的な市街地等の浸水、及び海岸侵食」という事態に対しては、河川改修等の治水対策や、海岸保全施設の整備、市街地の浸水対策、1枚めくっていただきまして16ページですが、洪水からの避難対策を進めます。

中ごろの③、「土砂災害による多数の死傷者の発生」に対しては、土砂災害警戒区域の指定を早期に進めるほか、27年度中に土砂災害ハザードマップを作成し、対象区域の全世帯に配布・周知します。

18ページをご覧ください。

④の「大規模津波による多数の死傷者の発生」です。

津波については、現在、県が浸水想定を見直している最中で、新たな想定公表は、早くも27年度末という状況ですが、対策として、できることから進めます。

津波避難ビルの指定や、同報無線の整備のほか、いざという時に、自分の判断で迅速な避難行動がとれるよう、地域や家庭が主体となった津波避難計画づくりを、啓発・支援していきます。

20ページをご覧ください。

⑤の「情報伝達の不備による多数の死傷者の発生」に対しては、避難勧告等の災害情報を、できるだけ早く、正確に伝えるための体制整備を進めます。

防災行政無線や一元化システムなどのハード整備に加え、報道機関との連携や、市民に対する防災意識の啓発を強化します。

22ページをご覧ください。

⑥の「食料や飲料水など、命にかかわる物資供給の長期停止」に対しては、公的備蓄はもとより、自助・共助による備蓄の充実に向け、周知・啓発を強化するほか、民間による、非常用物資の供給体制の充実に取り組みます。

24ページをご覧ください。

⑧の「市役所及び区役所の被災による大幅な機能低下」に対しては、各庁舎の整備の方向性について、総合的な検討を進めるほか、業務継続体制やバックアップ体制を整備します。また、他都市との相互応援体制や、国のTEC-FORCEとの連携を強化していきます。

28ページをご覧ください。

⑨の「電力供給停止による情報通信の麻痺」に対しては、通信ビルの耐震化や、非常用

発電機などを整備済みであり、今後は、燃料確保策の強化を進めます。

⑩の「地域交通ネットワーク及び広域的な基幹交通の機能停止」に対しては、交通・物流ネットワークを確保するため、道路、港湾、空港といった各輸送手段の相互の代替性確保や、施設管理者と民間事業者との情報共有、連携を強化していきます。

また、緊急輸送道路上の橋梁のほか、1枚めくっていただいて、30ページですが、新潟港や新潟空港の各施設の耐震化を進めます。

32ページをご覧ください。

⑪の「農地の荒廃や生産基盤の機能停止等による食料供給の停滞」に対しては、農業用排水機場の耐震対策を進めるほか、地域コミュニティと連携しながら、農地の荒廃を抑制していきます。そのほか、田んぼダムとして、農地が持つ洪水緩和機能も発揮させます。

⑫の「電力やガスの長期にわたる供給停止」に対しては、電力に関しては、発電所や変電所、送電網の耐震化が済んでおり、今後、地中配電設備の浸水対策などの検討を進めます。ガスに関しては、設備の耐震化を引き続き進めるほか、他のガス会社などからの応援体制を構築します。

34ページをご覧ください。

⑬の「上水道の長期にわたる供給停止」に対しては、水道施設の耐震化を着実に進めるほか、応急給水や相互応援などの体制づくりを進めます。

36ページをご覧ください。

⑭の「下水道施設の長期にわたる機能停止」に対しては、処理場やポンプ場、管渠などの耐震化を着実に進めます。

また、災害時のトイレ確保は、重要事項と認識しており、避難所へのマンホールトイレの整備や、防災公園への非常用トイレの設置を進めます。

38ページをご覧ください。

⑮の「災害廃棄物の処理停滞」により、復旧・復興が大幅に遅れる事態」に対しては、災害廃棄物の発生量の推計や、仮置き場の選定などを定めた、災害廃棄物処理計画を策定するほか、し尿処理業者や、産廃処理業者との協定体制を整備します。

中ほどから、⑯の「地域コミュニティの機能が活かされないことにより、被害が悪化する事態」に対しては、地域防災力の向上に向けて、自主防災組織の活動支援や、防災リーダーの育成、避難所運営体制の強化、防災教育などに取り組みます。

なお、資料編に、脆弱性評価の一部を「見える化」するための図表がありますので、紹介させていただきます。

79ページの「資料6」をご覧ください。

「防災上重要な施設と、自然災害リスクの重ね合わせ図」として、1-1から6-2まで12種類の図表があります。

例として、82ページの図表2-1、「河川洪水浸水想定①」をご覧ください。

区役所や避難所、病院、緊急輸送道路などの施設を落とし込み、河川洪水のハザードマップを重ねたものです。各施設の浸水の可能性等、脆弱性をイメージできるかと思います。次に、関係機関の皆さまから、補足説明をお願いできればと思います。

私から、お名前をお呼びしますので、順に説明をお願いします。
なお、委員の皆さまには、「資料-機関①～⑥」をご用意ください。
はじめに、北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所の瀬崎様、お願いします。

(信濃川下流河川事務所：瀬崎様)

国土交通省の信濃川を管理しております信濃川下流河川事務所 瀬崎と申します。それではさきほどご紹介のありました機関①の資料を使いましてご説明させていただきます。

説明の内容は、資料 3 本編にあります 14, 15 頁の内容です。まず、一枚めくっていただくと新潟市中心部のやすらぎ堤の地図が描いております。現在、私どもで管理しております信濃川水門から萬代橋までのやすらぎ堤の区間につきましては緑色の太く書いた部分の堤防が完成しております。この堤防が、いざ大きな地震があったときに潰れて津波の水が越えるというようなことがないように耐震補強を進めています。この図にあります黄土色の点々がある 2 カ所は少し工事が遅れておりますが、ここの部分を除きまして、耐震、液状化対策を完了しております。次のページをご覧ください。液状化といいますのは、皆さんご存知かもしれませんが、緩んだ土砂が地震に揺さぶられて堤防が潰れたり、崩れたりといったことを引き起こします。それを防ぐため、緩まないように最初から地面を固めておくということが堤防の耐震化工事というものです。この 2 ページの図にありますような赤い斜線が入った箇所に砂杭を打ち込んだり、コンクリート改良体を流し込むなどして、堤防が液状化で潰れないようにする工事を行っています。こういった対策をしておりますので、新潟地震級の津波が来たとしても堤防が潰れずに、堤防を越えなくても済むと考えています。

それから、治水の部分ですが、4 年前の平成 23 年に大きな洪水が起きまして、かなり水位が上がって堤防が危ないという状況になりました。そういったことをうけ、川底の掘削や、河川敷を削って川幅の拡幅を行っています。この拡幅や掘削で生じた土を利用して、中ノ口川が合流する付近の右岸側の江南区の天野地区に、3 頁のちょうど図の中心の灰色に塗られている場所に堤防と同じ高さの盛土をするということを新潟市と計画しているところです。堤防と同じ高さに、この三角形の部分を盛りたてることによって、いざ洪水氾濫や津波氾濫が起き浸水した場合にもその上でいろいろな作業ができるようになります。それからその上の面には、ブロックや砂、砂利等がたくさん備蓄しておりまして、堤防が決壊した場合の応急対応の資材になりますし、そもそも堤防が決壊しますと非常に大量の土が必要になってきます。その土をこの盛土自身も切り崩すことによりまして、対応しようと考えています。この場所には建物を設置し、総合的に安全に備えていきます。

このエリアでは砂丘を除いて堤防が一番高いため、様々な災害に活用できるものと考えており、今後も市と協力して進めていきたいと考えています。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に、北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所の見田様、お願いします。

(阿賀野川河川事務所の見田様)

阿賀野川河川事務所の見田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。機関②の資料を用いて説明します。表紙をめくっていただきまして、一枚目に新潟地震の時の被災状況等の写真等が掲載されております。上の段の真ん中に、地震によって堤防に亀裂、陥没が入っている状況がわかると思います。新潟地震規模に対して堤防が壊れないように、阿賀野川の河口から上流約 3km、左右岸合わせて 5.6km の区間で堤防耐震対策事業を平成 23 年度より進めてまいりました。そして、この 3 月をもちまして堤防の耐震対策事業が完了します。最後の工事となる松浜橋の右岸側の赤いところが来週完成する予定です。

続きまして、次のページをめくっていただき洪水に対する対応について、平成 23 年の新潟・福島豪雨のときに堤防から、または堤防下の地盤から漏水が発生しました。漏水が大きくなると堤防が破堤する恐れがあるので、堤防を強くする工事が必要となります。下の資料にあるとおり堤防の前側の方に矢板を打ったり、堤防や堤防下の地盤から入ってきた河川水を速やかに排水するといった漏水対策工事を進めており、今後も整備を推進していきます。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に、北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所の岩崎様、お願いします。

(新潟港湾・空港整備事務所の岩崎様)

新潟港湾・空港整備事務所の岩崎と申します。資料③の 14、15 頁目の海岸保全施設の整備、30、31 頁目の港湾施設の耐震化対策及び空港施設の耐震化について、当事務所の取組みを紹介いたします。機関資料③をご覧ください。

港湾施設の耐震化対策について、まず対策に求められる役割が 2 つあります。1 つ目は円滑な物資輸送及び住民の避難地を確保すること、2 つ目は経済活動を支えるうえで必要な物流機能の維持です。

これらの機能を確保するため、当事務所では、西港、東港で耐震岸壁及び関連施設の整備を進めています。2 ページ目の上に西港地区、下に東港地区の耐震岸壁の整備状況を掲載しています。

1 ページ目に戻っていただき、港湾 BCP について説明します。国土交通省では、平成 28 年度末を目標に、全国の重要港湾以上の港湾 BCP 策定率 100% を目指しています。こういった動きを踏まえて、新潟港においても港湾関係者からなる BCP の協議会を設立し、平成 26 年 3 月新潟港湾 BCP が策定されました。

今後は、新潟港の災害対応力の強化のため、関係機関を含めた訓練を継続的に実施することで、港湾 BCP の質を高めていこうと考えています。

3 頁目の新潟空港の耐震化施策について説明します。新潟空港では地震災害時において、航空輸送上重要な空港 13 空港に位置付けられています。緊急輸送の拠点機能として、発

災後3日以内に緊急物資、人員の輸送を受け入れる。併せて、民航機の運航開始を可能とするということになっています。

3頁目の図をご覧ください。滑走路延長 2,500mのうち、耐震対策が必要な延長として865m、これを平成30年代前半を目標に耐震化整備を進めています。現在までに、865mのうち、138m完了しています。

続きまして、3頁目の下側に新潟海岸保全施設の整備について参考に載せています。新潟海岸は大正7年から昭和60年までに、最大350mの汀線が後退、侵食している状況にあります。当事務所では侵食対策として昭和61年から離岸堤、突堤、養浜の総合的な整備（面的防護工法）を進めています。現在までに、離岸堤2,390mのうち、2,180mが完了しています。突堤については5基のうち4基が完成。養浜については、約136万㎡が完了しています。

以上当事務所の取組みについて紹介させていただきました。

（事務局：上村防災課長）

ありがとうございました。次に、新潟地域振興局 地域整備部長の丸山様お願いします。

（新潟地域振興局 地域整備部長 丸山様）

新潟地域振興局の丸山と申します。機関④の資料で説明させていただきます。新潟市の「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」の指定箇所数についてです。この一覧表は区別で整理しています。基礎調査を実施した結果に基づいて指定の作業を進めているところですが、基礎調査実施箇所数ということで、南区の0箇所から秋葉区の155箇所といった各区の地形状況に応じた調査を実施した結果を表しています。その右側には「急」「土」「地」と書いていますが、左下の凡例のとおり、「急」は地形の勾配が急だということで崩壊する危険性があることを表しています。「土」は土石流ということで、土と水が一体となって流下する現象を、「地」は地滑りを表しています。そういった被害を想定して、箇所を指定しているということです。

要指定箇所数の列をご覧ください。本編にあるとおり、313箇所を指定する必要があることを表しています。平成25年度までに262箇所指定しております。昨年8月に広島県で大規模な土砂災害が発生したことを踏まえて、法律が改正されたこともあり、県としても前出しで指定をしていこうと29年度前半までに全県で指定していく予定です。新潟市内においては残り51箇所ですが、昨年度全ての地区を対象に説明を終了しました。説明をして地元の了解が得られたところから指定をしていくという作業になりますが、これまで46箇所、これは準備中も含んでいますが、地元の了解も含め事務手続きが進んでいます。一番右側の列は残箇所数を表しており、残り5箇所について地元の了解が得られていない状況です。この5地区は裏面に地図を載せていますが、赤い○で示しています。旧新潟市内で4箇所、西蒲区で1箇所です。説明会での意見によると、同意がいただけない理由として、これまで被害の発生がない、あるいは、全国一律の地形による基準でいいのかという疑問がある、指定をされた場合の土地利用に対する一定の制限を危惧するなどが挙

げられました。こういったことにより、全ての地元の方から同意を得ているという状況にはなっていません。県としては、漏れなく指定を進めたいと考えており、危険への意識付け、避難行動への取り組みの啓発について、新潟市と協力して、地元の皆さまから理解を得ていきたいと考えています。説明は以上です。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に、東北電力 新潟営業所長の大橋様、お願いします。

(東北電力株式会社 新潟営業所 所長：大橋様)

東北電力新潟営業所の大橋と申します。本日は、機関⑤を用意させていただいています。表には東日本大震災における津波・液状化被害の写真、裏面に新潟市街地における地中化設備の設置箇所及び計画箇所を記しています。

電力設備の耐震化整備の現状と課題について説明させていただきます。電力設備については、阪神淡路大震災時の検証結果から電気設備技術基準に基づいて施工されていれば耐震上問題ないことが確認されており、現在の設備については、耐震化の整備が完了しております。しかしながら、私たちとしては2つの課題があると認識しています。1点目については、写真にもあるとおり、津波等による浸水被害です。市中心部の配電設備は地中化が進んでいる地域がありますが、地中配電設備はいったん水に浸かると、復元は難しく新たな設備の手配・調達に長期間要することになります。地中配電設備の復旧と並行して、地上に仮設の電柱等をたてながら早期に送電をしていきたいと考えています。通常、地上に電柱をたてる場合には、道路管理者に申請し、許可を得て工事に着手するという流れになりますが、少しでも早く停電を解消するという観点から、現在津波被災時の電柱建設に関する進め方について、道路管理者である土木総務課と事務レベルで相談しているところですので、引き続きご協力よろしく願いいたします。2点目は液状化です。液状化については、地中設備と電柱等、両方に関わってきます。新潟市国土強靱化地域計画案7頁で「事前の対策は困難であり、迅速な復旧体制整備が重要である」という方向性が示されています。電力設備についても、液状化が発生した地域では、電柱の傾斜、倒壊に加え、地中設備の被害も想定されることから、停電のリスクは大きいと認識しております。事前の対応が難しいというのが現実ですが、発生した場合には、東北電力及び協力会社に加えまして、他電力からの応援により早期の復旧を図ってまいりたいと考えています。以上です。

(事務局：上村防災課長)

ありがとうございました。次に、北陸瓦斯 新潟支社長の中野様、お願いします。

(北陸瓦斯株式会社 新潟支社 支社長：中野様)

北陸瓦斯 新潟支社の中野と申します。よろしく願いいたします。私の方からは、本編に「都市ガス施設の耐震化」とありますので、その耐震化について若干補足させていただきます。お手持ちの機関⑥をご覧ください。今現在、都市ガス設備の中で、皆さまにあ

まりなじみがないかもしれませんが、製造所、球形ホルダーといった製造施設については耐震化が終わっています。今進めているのは、それ以外の設備の中で、特に一番普及率の高いものが低圧のガスのパイプであり、新潟支社管内で約 2,100 km ありますが、この耐震化をしています。平成 26 年末で約 95% の入れ替えが完了しており、残り 5 % ですが、まだまだ距離があり、目標としては平成 32 年完了予定としています。その低圧のパイプの代表的なものが機関⑥にあるものです。今まで、特に口径の小さい左側にある白ガス管が昔から使われてきました。これが地面に埋設された状況が続くと、下の写真のように腐食してぼろぼろになっていきます。こういった腐食で漏れる以外にも、地震が来るとネジで接合された箇所が折れやすくなっています。そのため、こういったものを無くしていこうと、ポリエチレン管に入れ替えているところです。実際にポリエチレン管につまみしては阪神淡路大震災以降、仙台市でもそうでしたが、被害の実績はほとんどありません。そういった実績があるパイプのため、引き続きポリエチレン管に入れ替えていきたいと考えています。

そのほかに、津波浸水被害が新潟では考えられます。ガスの圧力は高圧、中圧、ご家庭用の低圧と異なっていますが、その圧力を調整する設備が市内いたるところにあります。それが浸水すると圧力の調整に不都合をきたすことから冠水対策を並行して進めています。引き続き、新潟市の国土強靱化に少しでも協力していければと考えていますので、よろしく願いいたします。以上です。

（事務局：上村防災課長）

関係機関の皆さま、どうもありがとうございました。

以上で、足元の安心安全についての説明を終わります。

（事務局：山下政策監）

続きまして、救援・代替機能の詳細についてです。

本編は 4 2 ページからになりますし、ダイジェスト版は 5, 6 ページをご覧ください。

ダイジェスト版で概要を説明させていただきます。

「救援・代替機能の強化」の基本的な考え方として、新潟の果たす役割を、被災地への迅速な救援・支援と、首都圏や太平洋側に集中する諸機能のバックアップ・リスク分散とし、平時からの拠点性を高め、その機能を最大限に生かすことが重要で、平時からの拠点性の強化が、有事の際にも有効に機能するものと整理しています。

そのうえで推進する施策の分野を記載の「5 分野」として、具体的な施策を整理しています。まず、地域交通インフラの整備・強化では、日本海国土軸と太平洋横断軸の形成と連携強化を推進するため、道路や鉄道などの広域交通インフラの整備や、物流機能の強化を、国や県、民間事業者などとともに進めます。

また、太平洋側が被災し、港や空港の機能が低下又は停止する事態に備えて、その代替性を確保し、円滑な物資やエネルギーの供給や、人の移動に資するため、新潟の港や空港の機能強化や体制の整備に向けた取組みを進めます。

次に、産業機能の集積では、首都圏や太平洋側に集中する企業や生産拠点の被災を想定し、本市がそのリスク分散の受け皿となるため、地域の強みや特性を生かした業種の移転・集積や、首都圏企業の本社機能の一部移転、成長産業への支援を進めます。

次に、エネルギー拠点では、太平洋側に偏重する国内のエネルギー供給体制のリスク分散の観点からエネルギー供給拠点としての本市のポテンシャルを生かして、石油製品やLNGの備蓄・供給体制の再編や強化、あるいは枯渇ガス田の活用や、ガスパイプラインの整備について、国等に働きかけていきます。

次に、食料拠点では、保温氏が大農業都市であることや、農業分野の国家戦略特区に指定されたことなどを受け、農業と食品産業の拠点性をさらに向上させ、食料の供給や、食品関連産業における代替機能の向上に努めるほか、大学と連携し災害食研究を促進します。

最後に、地域間連携では、さいたま市や前橋市、高崎市など災害時の応援協定を締結している自治体と連携強化を図るとともに、政令指定都市や他の大都市など、各応援協定都市との相互訓練への参加を通じて、役割分担や支援体制について確認・検討していきます。

これらの施策を、国や県、関係自治体、民間事業者の皆さま連携しながら進めていくことによって、本市の「救援・代替機能の強化」を測りながら、国全体の強靱化に貢献していくことができると考えています。

以上で、国土強靱化地域計画に関する説明を終わります。

(会長：篠田市長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問などがありましたら、ご発言をお願いします。

《発言なし》

そのほかに、ご発言が無いようですので、

「新潟市国土強靱化地域計画」については、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

《異議なし》

それでは、原案のとおりとします。

次に(2)「新潟市地域防災計画の修正」について事務局から説明してください

(2)新潟市地域防災計画の修正について

(事務局：上村防災課長)

資料5の「地域防災計画の修正案」をご覧ください。

今年度の地域防災計画の修正は、約300項目となりましたが、特に、皆さまからご承知おきいただきたい修正点は、記載の3項目です。

1つ目は、国土強靱化地域計画との整合性や関連性を、総則に追加いたします。

2つ目は、すべての避難所について、例えば、地震の時は避難できるが、洪水のときは、

浸水の可能性があるので避難できないなど、災害の種類ごとに、避難の可否を区別して、指定緊急避難場所として指定するものです。

3つ目は、避難勧告等の発表基準について、「空振りを恐れずに、早めに出すこと」とする国のガイドラインに戻付き、より早い段階で発表する旨、見直しました。

この3項目については、2ページ以降に詳細な資料を添付しています。

このほかは、時点修正等の軽微な変更であり、資料6の新旧対照表のとおりとさせていただきます。

説明は、以上です。

(会長：篠田市長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問などがありましたら、ご発言をお願いします。

《発言なし》

そのほかにも、ご発言が無いようですので、「新潟市地域防災計画の修正」については、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

《異議なし》

それでは、原案のとおりとします。

次に「その他」として、事務局からお願いします。

4 その他

(事務局：上村防災課長)

資料 報-1をご覧ください。

例年、市の防災対策の充実・強化に向けた取組みについて取りまとめ、報告資料として、お配りしています。

内容的に、国土強靱化地域計画と重複する部分が多く、説明は割愛させていただきますが、必要に応じて、ご活用いただければと思います。

以上です。

(会長：篠田市長)

そのほかにも、全体を通して、皆さま何かありましたら、ご発言をお願いします。

《発言なし》

新潟市の地域計画は全国で何番目になりますか？

(事務局：上村課長)

	<p>4 番目です。当道府県レベルで北海道、岐阜、徳島の3県が策定しており、新潟市が4番目となります。市町村、東京23区というレベルでは初めてとなります。</p> <p>(会長：篠田市長)</p> <p>皆さまのご協力のおかげで、基礎自治体としては第一号ということで地域計画策定することができました。ありがとうございました。</p> <p>4 閉会</p> <p>(会長：篠田市長)</p> <p>ほかに無いようですので、本日の議事はすべて終了しました。以上で平成 26 年度新潟市防災会議を閉会します。</p> <p>委員の皆さま、ありがとうございました。</p> <p>(事務局：岡本主査)</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>皆様には、長時間にわたり、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。お預かりした駐車券は会場出口に用意していますので、お忘れなくお持ちください。</p>
傍聴者	なし
報道機関	9社